

その契約大丈夫？

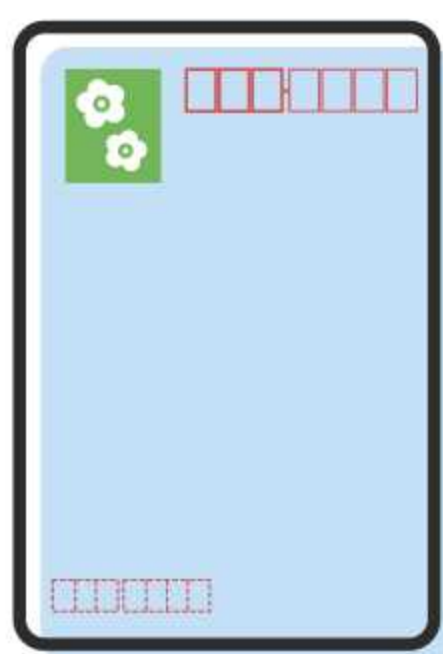
クーリング・オフ



訪問販売や電話勧誘販売など
突然誘われ結んでしまった契約などを
定められた期間内であれば
無条件で解除できる制度です。



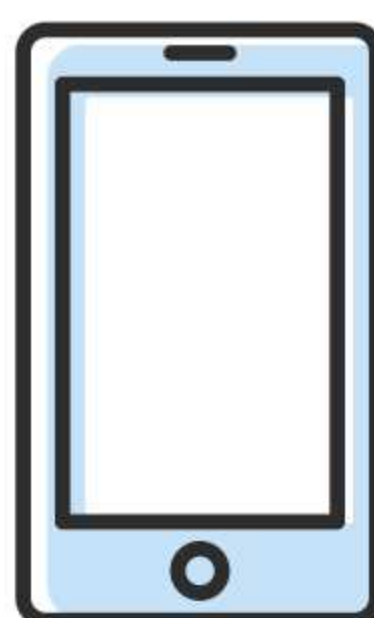
クーリング・オフの方法



書面



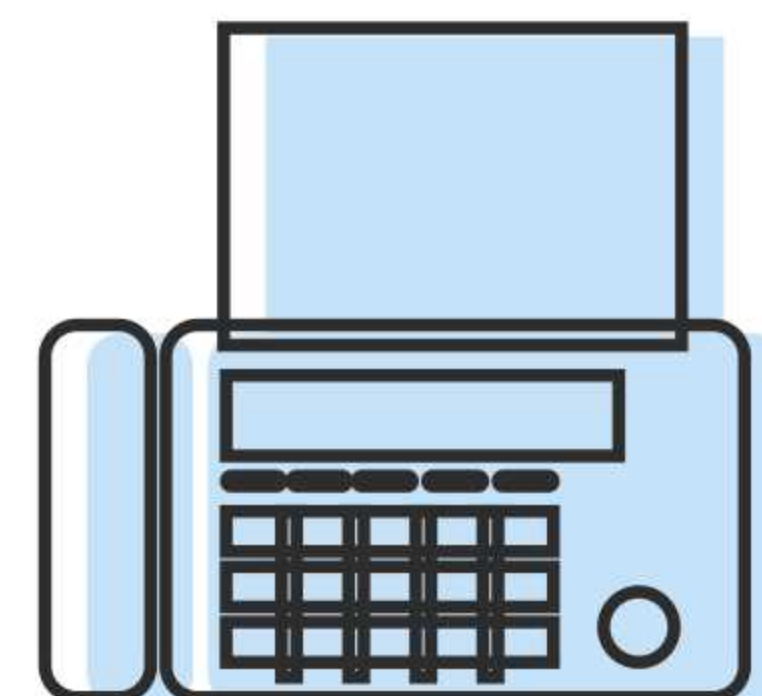
電子メール



専用フォーム



USB メモリ



FAX

書面での手続きのほかに、**電磁的記録によるクーリング・オフ**
ができるようになりました。

(令和4年6月特定商取引法改正)

※電磁的記録とは SNS、電子メール、サイトの専用フォーム、USB メモリなどの記録媒体、FAXなどを指します。

クーリング・オフの手順

- 1 契約書面等を受け取った日を含めて下の期間内に
書面または電磁的記録で通知する
- 2 書面の場合
書面を郵送する前にコピーをとり特定記録郵便や
簡易書留など記録の残る方法で代表者あてに送る
電磁的記録の場合
送信したメールや専用フォーム画面のスクリーン
ショット、USBの発送記録など、通知した記録を残す
- 3 クレジット利用時は、
クレジットカード会社と販売会社へ同時に通知する

内容	期間
訪問販売 (キャッチセールスなどを含む)	8日間
電話勧誘販売	
特定の継続的なサービス (エステ・パソコン教室など)	
訪問購入 (店舗以外の場所で、貴金属などの物品を事業者が 消費者から買い取る)	
マルチ商法	20日間
内職商法 (「仕事を紹介するので収入が得られる」と誘い、 仕事に必要な商品などを買わせる)	

通知の記載例

株式会社〇〇
代表 〇〇〇〇様

次の契約を解除します。

契約年月日 〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社〇〇 xx 営業所
担当者 △△△△

支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

(通知を出した年月日)
(自分の住所・氏名)